

平成 28 年 1 月 22 日  
子ども・若者部  
保育計画・整備支援担当課

## 小規模保育事業等の連携先確保のための送迎保育の実施について

区内の待機児童のうち、0歳から2歳までの低年齢児が9割以上を占めている状況にあり、待機児童解消に向けては、5歳までを対象とした認可保育所の整備により量的拡大を図るとともに、3歳以降の受入先の確保を前提に低年齢児を保育する施設の整備を重点的に行っていく必要がある。

一方、3歳待機児解消も課題となる中、既存認可保育所の一部では、3歳児でも定員割れを起こす事態が生じている。そのため、認可保育所への入園申込者が効率的に既存の認可保育所を利用するための工夫が必要となっている。

さらに、長期的な運営を前提として整備を行っている保育施設としては、将来的な少子化を見据え、子どもの育つ良質な環境や保育内容等によって選択され、広域的に園児の確保を行うことが必要となる。

そこで、待機児童の多い低年齢児を駅周辺にある建物を活用して保育し、高年齢児になった際に、園庭を含めた保育環境に恵まれている認可保育所に送迎する事業を実施する事業者に対し、区は、国や都の補助制度を活用し、整備や運営費の一部を支援する。

現在、1事業者より提案があり審査を行っているところである。

### (1) 送迎保育の制度概要

次のことを実施する事業者に対して、補助を行う。

#### 対象事業者

- ・認可保育所、小規模保育事業等の運営主体とする。

#### 送迎ステーションの整備運営基準

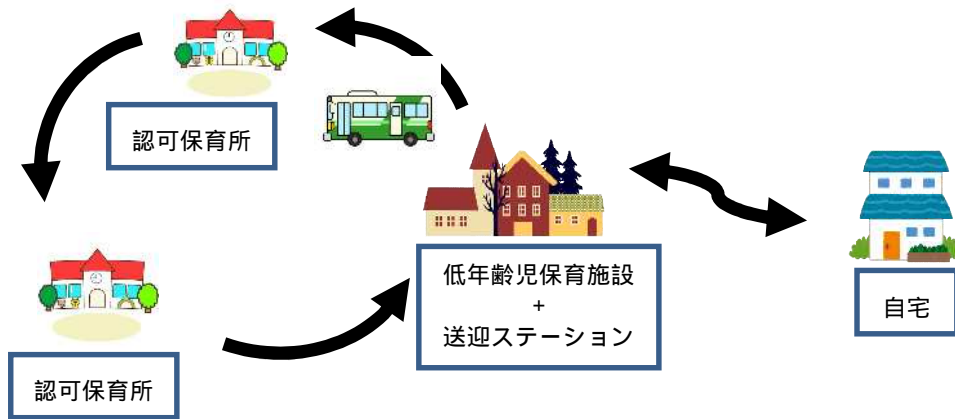
- ・交通の便の良い場所にある建物を活用することを想定する。
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすこととする。
- ・登録児童数は概ね20人以上を目安とする。
- ・開所時間は、午前2時間、午後3時間程度を目安とする。

#### 送迎方法

- ・直接雇用する運転者や送迎業者への委託により送迎を行う。
- ・送迎の際に、2人以上の保育士を付き添いとして同乗することとする。
- ・送迎方法・経路の設定は、児童の安全・保育に与える影響を十分に考慮する。

(2) 制度イメージ

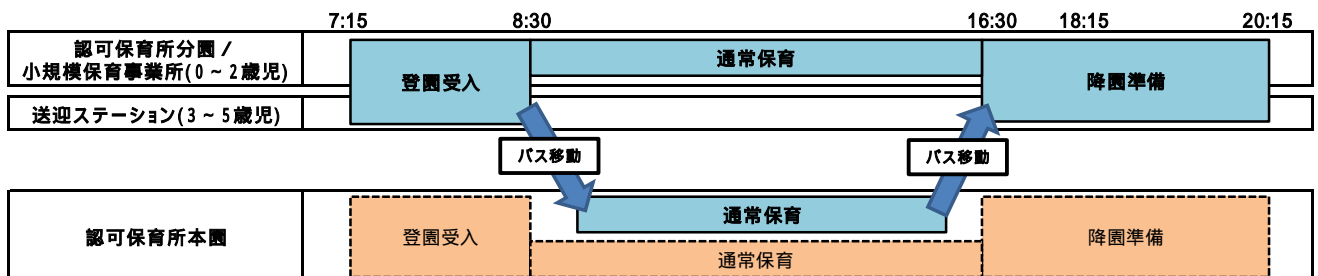
「送迎ステーション1」対「複数の認可保育所」型（国事業）



「送迎ステーション1」対「認可保育所1」型（都事業）



(3) 送迎ステーションの運営イメージ



(4) 実施にあたっての留意事項

送迎保育は、子育て支援の拠点となるべき保育施設にとって、保護者が子どもの生活の場となる保育施設から遠ざかること、子どもの生活状況を伝える保育施設職員とのコミュニケーション不足に陥るなどの課題がある。

実施にあたっては、送迎先認可保育所と同一事業者による運営とし、送迎先認可保育所職員が送迎保育ステーションと兼任し、保護者と話す機会を設ける。複数事業者の運営する認可保育所が関わる送迎保育とする場合でも、定期的に送迎先認可保育所に保護者が直接送迎するきまりを作るなど、保護者と保育施設職員が子どもの生活状況を共有する仕組みを設ける。

( 5 ) 今後の事業展開

環状八号線沿線及びその西側地域の京王線 - 小田急線間、小田急線 - 東急田園都市線間等、今後とも宅地造成やマンション開発等が進む可能性が高く人口増が見込まれるが、保育施設へ送迎する保護者の動線が制限される地域においては、その地域の年齢ごとの待機児童数や施設の定員構成・欠員状況、整備可能な物件の状況等を見極めながら整備誘導を図り、待機児童の解消と就学前までの良質な保育環境の保証を行うことを目指す。